

一般質問通告書

あま市議会議長 様

令和 8 年 2 月 12 日
 (午前)・午後 10 時 18 分 受領

議会名	令和 8 年 3 月 あま市議会定例会		
発言者	議席番号	氏名	野 中 幸 夫
答弁を求める者	担当部長		
質問方法 (いずれかを選択してください)	一問一答 ・ 一括質問一括答弁		
大項目 (質問項目)	小項目 (具体的な質問内容)		
中項目 (質問細目)			
(夫) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基き、意見聴取に付て (1) 子どもがっこうの弁当の日条例について	① 地教行法29条は市長が条例提出の際、教育委員会の意見を聴くことになっているが、行政文書を保有していないのは何故か。 ② 令和7年11月14日の教育委員会定例会では、市長から教育委員会への意見を聴く公文書が保有されているのに、説明していないのは何故か ③ 教育長は地教行法29条に基づき意見を教育委員の方々に伺っている。市長部局は公文書を保有していないのは何故か、このことについて、又教育長は教育委員会で承認した意見を、市長に答で回答しているか。 ④ 情報公開で開示している公文書では弁当の日の担当課として教育部とされているのは何故か、地教行法29条は市長が教育委員会に意見を聴くことになっているはずである。説明をください。		

記載欄が不足する場合は、裏面を御利用ください。

(留意事項)

- 通告は、小項目まで質問内容を詳細かつ具体的に記入してください。
- 一般質問通告の受付は、2月9日(月)から2月16日(月)午前10時までです。
- ファックス、電子メールにより送付した場合は、議会事務局まで電話連絡してください。

大項目 (質問項目)

中項目 (質問細目)

小項目 (具体的な質問内容)

(2) 新言葉のスピーチについての理解を促進し市民が思いやりの心を持つ幸になる社会の実現を目指す条例について

① 地教行法29条にもとづく行政文書を保有していないのは何故か

② 令和7年12月2日の教育委員会定例会で「種推進課長が条例案の説明をしている何故21日に説明を止めたのか

③ 令和7年12月11日は言葉...の条例案が厚生委員会に付託されて採択されている地教行法29条は議会の議決を経てから事件の議案を作成する場合には教育委員会の意見を聴くこととされているのはどういったことなのか説明をして下さい。

④ 市長から教育委員会に意見聴取をするのは市長公室が取りあつかうのではどうか情報公開決定通知書には担当課として市民生活部と教育部となっているのはどうしてなのか

(3) 予算、補正予算などへの意見聴取の状況について

① 令和7年、6年、5年度の予算への意見聴取は行なわれているか

② 令和7年、6年、5年度の補正予算への意見聴取は行なわれているか

③ 令和7年、6年、5年度の給与条例への意見聴取は行なわれているか